

# 丸光ケアサービス株式会社

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日

2. 当社の課題

課題 1： 職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）が十分ではない

3. 目標

・ 年次有給休暇の取得日数を一人当たり55%以上とする

4. 取組内容と実施時期

取組 1： 年次有給休暇の取得促進を行う

- 令和 4年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 5年 4月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を行う
- 令和 5年 10月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和 6年 4月～ 取得状況の取りまとめなどによる取得促進の社内キャンペーンを行う